



自転車は 交通ルールを守りましょう

くるまの仲間です。



こんな運転は違反です!



× 飲酒運転
 道路交通法 第65条第1項
 罰則 (酒酔い運転)
 5年以下の懲役
 又は100万円以下の罰金



× 二人乗り
 道路交通法 第57条第2項
 福島県道路交通規則 第9条第1項
 罰則
 2万円以下の罰金又は料



× 並進
 道路交通法 第19条
 罰則
 2万円以下の罰金
 又は料



× 無灯火
 道路交通法 第52条第1項
 福島県道路交通規則 第8条
 罰則
 5万円以下の罰金



× 一時不停止
 道路交通法 第43条
 罰則
 3月以下の懲役
 又は5万円以下の罰金



× 携帯電話の使用
 道路交通法 第71条
 第5号の5
 罰則
 6月以下の懲役
 又は10万円以下の罰金



× ヘッドホン(大音量)
 道路交通法 第71条第6号
 福島県道路交通規則 第11条第7号
 罰則
 5万円以下の罰金



× 傘さし運転
 道路交通法 第71条第6号
 福島県道路交通規則 第11条第3号
 罰則
 5万円以下の罰金



× シャ断踏切 立入り
 道路交通法 第33条第2項
 罰則
 3月以下の懲役
 又は5万円以下の罰金



× 歩行者の通行妨害
 道路交通法 第63条の4
 第2項
 罰則
 2万円以下の罰金又は料

交差点での信号遵守

歩行者用信号機に「歩行者・自転車専用」の標示板が

	ある場合 	歩行者専用 	ない場合
原則	×	歩行者用 信号機に従います	×
やむをえず横断歩道 を利用する場合	×	歩行者用 信号機に従います	×

※歩行者がいる場合は、自転車を押して歩くようにしましょう。

令和4年4月27日
 道路交通法の改正により、
令和5年度から
 全ての自転車利用者に対し、
ヘルメットの
着用が努力義務となりました。

